

お役に立ちます! 区役所特別相談

こんなことはありませんか?

相続をすることになったけれど、何から始めればいいのかわからないな…。



交通事故に巻き込まれてしまったけれど、この先どうすればいいのかしら…。



日々の暮らしの中で困った問題が起きたとき

区役所の**無料**特別相談を

利用できます

対面相談はプライバシー保護のため、個室の相談室で行います



特別相談

	法律相談	司法書士相談	交通事故相談	公証相談	行政相談
相談方法	対面	電話	対面か電話	電話	電話
相談内容	相続、離婚、借金返済等のトラブル ※港北区民に限る (1人半年に1度のみ) ※既に弁護士に依頼済みの案件や、裁判所で審理中または審理後の案件は不可	債務整理(140万円以下)、 相続、不動産登記、 成年後見等の手続	示談の方法、 保険金請求等	公正証書 (遺言、相続、借地・借家等)	国や独立行政法人等の 行政に対する苦情・要望
相談員	弁護士	認定司法書士	交通事故相談員	公証人	行政相談委員
実施日時	毎週水曜、第1・3木曜 13時～16時	第1・3火曜 13時～16時	第3金曜 9時～12時、13時～16時	第2木曜 13時～15時	第2火曜 13時～15時
予約	相談日1週間前 (休日の場合は翌開庁日)の 8時45分から受付開始	随時受付	予約不要	随時受付	相談日の1週間前までに 電話か窓口で受付
時間	20分	20分	—	20分	—

予約方法

電話か直接、
広報相談係(1階1番窓口)へ

☎ 540-2221～2223

※予約受付の際、氏名・電話番号・
大まかな相談内容を伺います

区役所以外の相談先

相談日や予約方法等の詳細は、各相談先へ問い合わせてください

市の相談窓口(市民相談室)

法律相談、夜間法律相談、司法書士相談、宅地建物相談、公証相談、
交通事故相談、人権相談、市政一般相談

申込 電話か直接、市民相談室(市役所3階)へ

〒中区本町6-50-10

☎671-2306 ☎663-3433

予約受付 8時45分～17時15分(窓口は17時まで)
(土・日曜、祝日、年末年始除く)



詳細はこちら

横浜市消費生活総合センター

商品やサービスに関するトラブル等、消費生活に関わる相談

相談方法 電話かファクスかホームページか直接*、
横浜市消費生活総合センターへ

※来所相談は要予約

☎845-6666 ☎845-7720

受付時間 平日9時～18時、土・日曜9時～16時45分
(祝日、年末年始除く、土・日曜は電話相談のみ)



詳細はこちら

●問合せ (記事について) 広報相談係 ☎ 540-2223 ☎ 540-2227